

12月23日、第11回口頭弁論期日 & 報告会



法廷では第18準備書面(公安警察の実態)の要旨が、山本妙弁護士によって読み上げられました。報告会では、法廷の報告の後に岡本浩明弁護士が、「知っ得ポイント」として「個人情報類型化論」について解説しました。

今回の知っ得ポイント —個人情報類型化論—

弁護団は、前回の期日に、個人情報類型化論は本件にはなじまないという趣旨の書面を提出しました(第17準備書面)。

裁判所がずっと「個人情報類型化論」に拘っている様子が見えるからです。

「個人情報類型化論」とは、情報の収集・保有・利用の各段階において、各情報を保護の必要性の高低(思想・信条や健康状態などは保護の必要性が高い)や、秘匿性の高低(自ら配布したビラに記載した情報は秘匿性が低い)などの視点によって類型化するというものです。

この個人情報類型化論があてまるのは、例えば、適法な目的や必要性があり、それに基づいて適法に収集・保有・利用されている情報が、過失で漏えいしてしまったという場合です。

ところが、本件では、そもそも原告の皆

さんについてなぜ情報が収集されたのかという目的が全く不明です。

また、議事録に挙がっている原告の皆さんの個人情報を類型化することは可能かもしれませんが、原告の皆さんが警察によって収集された情報は議事録にとど



まりません。議事録は氷山の一角に過ぎないのです。そのような氷山の一部について情報を類型化して当・不当を議論することには意味がありません。

原告及び弁護団としては、議事録にとどまらず、収集された全ての情報を抹消せよと求めています。このような本件においては、個人情報類型化論は、あてはまらないのです。(岡本)

次回3月16日の期日の後、異動による裁判長の交代が予定されています。
4月に新たに赴任する裁判長の訴訟指揮に注目しましょう。



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース15号
2020年2月6日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

2019.12.23 第11回口頭弁論 署名を提出しました-新署名をよろしく

国賠請求訴訟と個人情報抹消請求訴訟が正式に併合されたので、初回の口頭弁論からの通算で示すことができるようになりました。今回の2019年12月23日の期日は、第11回口頭弁論です。

筆となりました。皆さまのご協力に心よりお礼申し上げます。

新たに抹消請求について入れた新署名用紙を作成しました。

新たな署名となります。すでに従来の署名用紙で署名した方にもお声をかけて、一層多くの署名を集めて頂くよう、お願い申し上げます。



この日、従来の署名用紙で集めた署名の最終分として、1761筆を裁判所に提出しました。これまでの合計署名数は9168



《次回口頭弁論のご案内》

日時：2020年3月16日(月) 13時30分～
場所：岐阜地方裁判所 301号法廷

《3/16の行動予定》

13：10～ 裁判所前集会
13：30～ 口頭弁論
13：50～ 報告集会

「公安警察の実態」 要旨

第1 はじめに

「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」という抽象的な目的で、原告らの情報の収集・保管・利用を正当化することは、許されない。以下、公安警察活動の実態を示す。



第2 緒方宅盗聴事件

緒方盗聴事件は、神奈川県警察本部警備部公安第一課の警察官らが、日本共産党の情報収集のために、日本共産党中央委員会幹部会委員・国際部長だった緒方氏の自宅電話の通話内容を継続的に盗聴したことに対する国家賠償請求訴訟事件である。

第1審判決は、具体的な通信傍受方法や、実際に盗聴活動を行った神奈川県警察本部警備部公安第一課の警察官を特定した上、当該盗聴行為が「共産党国際部長である原告の通話内容の盗聴」という目的に向けた組織的行動の一環であり、神奈川県警察本部警備部公安第一課の職務として行われたと認定した。

また、警察庁が、全国の都道府県警察に対し、日本共産党関係の情報収集に関する一般的指示を行い、各都道府県警察の収集した同党関係の重要な情報について、警察庁が報告を受け情報の整理・分析に当たっていた、と認定した。

第3 堀越事件

堀越事件は、社会保険庁年金審査官であった堀越氏が、2003年11月施行の衆議院議員総選挙に際して、政党機関紙号外ないしは特定の政党を支持する政治的目的を有する無署名の文書を配布した行為が、国家公務員法違反に問われた刑事事件である。

第1審判決では、警備公安警察が、長期間にわたる過剰な捜査体制の下、堀越氏に対する尾行や録画撮影をしたことが認定された。具体的には、軽微な事案であるにもかかわらず、堀越氏に対する尾行、張り込み、聞き込み隠し撮りに大量の人員機材が投入された。時間としても、1か月にわたり、朝から、網羅的・継続的な尾行や張り込みが実施された。

また、撮影内容の中には、配布行為との関連性が薄いものもある。

このようにして撮影されたビデオカセット合計33本や報告書（尾行等で得られた情報に基づき、堀越氏の行動を整理・分析し、その立ち寄り先や接触した人物等の特徴について報告書が作成された）は、警視庁公安部に保管されていると思われるが、その後、どのように利用されたか一切不明である。

第4 小括

これらの公安警察の活動は、捜査とは大きくかけ離れている上、プライバシー侵害の度合いの極めて高いものであるから、具体的な法的規制の下に、限定して実施されるべきである。（山本）

原告のつばやき(船田)

1月2日、日本国民救援会滋賀県本部大会が近江八幡で開かれ、山田秀樹弁護士とともにお話させていただきました。大会では、冤罪事件の支援など活発な報告と熱気に、とても刺激を受けました。



また12月7、8日には、名古屋で「秘密法反対全国ネットワーク」に参加し、全国から様々な運動が報告され、現実に進む「戦争する国づくり」を実感しました。

私は、こういった全国的な集会などに参加したり、自分も発言する中で、自分の身に起きた出来事が改めて「戦争する国づくり」「共謀罪」と強く関係していることを改めて意識しました。

なかなか進まない審理、事実さえ認否しない被告に対し、正直いらだちを感じます。しかし、国家ぐるみで行われている「もの言う」市民への弾圧、「あいちトリエンナーレ」不自由展示中止とその後の国の補助金不交付、関西生コン事件、ドローン規制法改正、沖縄辺野古での強制事業執行などを見ても、そうは簡単

に私たちへの法的根拠のない情報収集や提供を認めることはないだろうと思います。

また、ぎふコラボ友の会世話人会や北星和支部、また初めて海津市で『海津市



民の会』にお招き頂き、地元で裁判のことをお話しする機会がありました。やはり事件が起こった西濃の地域で話すのは、力が入ります。

私が最近皆さんに伝えていることは、私はどこへ行こうと、誰と話そうと、自由ではられない。監視されているとわかった今、そのことを実感していると言うことです。

そういう実感を持つ人はそれほど多くはないでしょう。しかし誰もが何がきっかけで監視の目にさらされるかわからない、しかもそれを自分で知ることすらできません。

だからと言って誰もが「もの言う」ことを止めてしまえば、「戦争する国」になっていくことは明らかです。

憲法を使って、憲法を守る。これしか今、戦争する国にストップをかける方法がありません。それぞれが思いつくかぎりの方法で、戦争する国に抗うことが求められているのではないかと感じています。

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中!**

年会費:個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行振替
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

